

第3期越谷市障がい福祉計画素案に対する意見要旨

意見 No	主な該当箇所		意 見 要 旨	市の考え方
1	P1	1. 計画策定の背景と趣旨	素案では、あたかも自立支援法の問題が制度上の問題として挙げられています。これでは、そもそも障害者を軽視して作られた法律であったこと、そうした作られ方そのものが、障害者の人権を踏みにじっていた事、といった問題が抜け落ちてしまいます。 例えば、以下の様な変更はいかがでしょうか。 「この障害者自立支援法は施行当初より数年を経て、利用者負担、事業者の減収、サービスの質・人材確保の困難、といった問題が指摘され、障害者の声を十分に踏まえていない施行が批判されてきました。また、制度改革に伴う混乱と新体系移行の遅れなどの問題が挙げられました。こういった声を受け、平成22年9月、国は障害者自立支援法の廃止を表明し、これに代わる新法となる「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向け、障害者自身も参画する内閣府の障がい者制度改革推進会議において現在議論が進められています。」	ご指摘のように、障がい者の意見を十分に踏まえることなく制度を施行したことなどから、障害者自立支援法に対する批判があったこと等の現状を踏まえ、「利用者負担、事業者の減収、サービスの質・人材確保の困難、制度改革に伴う混乱と新体系移行の遅れなどの問題が挙げられました」という表現としていますので、ご理解をいただきたいと存じます。 なお、障がい者制度改革推進会議については、このような反省を踏まえ、障がい者自身も参画し、協議していることから、ご指摘のとおり、「内閣府の障がい者制度改革推進会議」の前に「障がい者自身も参画する」を加筆します。
2	P4	1. 基本理念 2. 市を主体とする仕組みと多様な障がいにかかる制度の一元化	文章がおかしいと思います。「明確化されるなど、」の後に、例えば「市が主体となって仕組み作りを進めます」なりが入れば良いのかと。	ご指摘のとおり、文章をわかりやすくするため、「発達障がいがサービスの対象として明確化されるなど、各障がい者に対するサービスの充実を図るとともに、県の支援なども活用して障がい福祉サービスの充実に努めます。」を「その対象として明確化された発達障がいを含め、障がい者に対するサービスの充実を図るとともに、県の支援なども活用して充実に努めます。」に修正します。
3	P6	3. 平成26年度の数値目標の設定 2～4行目「必要な障がい福祉サービスの移行を完了する年度を目標年度として、…各期の障がい福祉計画においての…」	文章がわかりにくいと思います。第2期までの数値目標の設定について述べているようにも思えますが、そうであればその文言を入れるべきで、このままでは不明確です。新しいサービス体系への移行完了年度がまだ先のようにも読めてしまいます。	ご指摘のとおり、文章をわかりやすくするため、以下のように修正します。 障がい者の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といったサービス提供体制の整備が必要です。第1期計画及び第2期計画では、必要な障がい福祉サービスの量を見込むにあたっては、福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、数値目標を設定しました。 第3期計画においても、これまでの計画において設定された項目を引き継ぎ、平成26年度の越谷市における障がい者像を想定して、達成に向けての努力をします。
4	P6	(1)「施設入所者の地域生活への移行」 目標値について	地域生活移行者数は示されていますが、結果として入所者数が何人になるかが示されていません。退所者がいたとしてもその数倍の入所者があり、結果として総入所者数が増えていってしまったのは、地域生活移行を謳った自立支援法の理念に反します。障がい福祉計画の国の基準なのかもしれませんが、越谷市として総入所者数をどうするか、目標設定があっても良いのではないのでしょうか。	現在の入所施設の利用状況や施設入所を希望する待機者等を考慮すると、総入所者数についての目標を立てるのは困難であると考えます。よって地域生活移行者数のみを目標として設定したいと考えます。
5	P6	(1)「施設入所者の地域生活への移行」	目標値として地域生活移行者数20人と掲げていますが、入所施設から退所した場合の理由が「死亡のためや病気のため」とよく聞きます。また、特別支援学校を卒業し、県リハに入り(入所)、1、2年後県リハを出るときは退所という形になり、その数字が地域生活への移行の数値としてあがってしまうのはおかしいと思います。このようなことがないように、どのような理由で施設から出たのかなどの実態を把握し、地域生活への移行を進めていってください。	今後は、施設から退所した理由や実態等の把握に努めてまいります。
6	P6	(2)入院中の精神障がい者の地域生活への移行について	院内の移行候補者の段階から、一人暮らしの体験、人慣れ、社会性等を身につける多くの機会と場の確保を準備する必要があると思われます。 現行のグループホーム、ケアホームなどで精神障害者の体験入居を受け入れることが出来る用意があるかどうかを把握しておくことは大事なことだと思います。同時にアパートの賃貸契約に伴う保証人がいない、という障害者も少なくないでしょう。個人で民間の保証会社へ依頼する費用を負担できる当事者も多くはないでしょう。この辺りの事前準備は欠かせないと思います。	入院中の精神障がい者の地域生活への移行については、医師は精神障がい者の病状が落ち着くと退院を検討、退院先については自宅、自宅がない場合は、まず精神障がい者を入居対象とするグループホーム、ケアホーム等を検討します。退院前は、自宅退院の場合は、医師は外泊、外出等の状況から生活適応能力を判断、グループホーム、ケアホームについては施設見学、体験入所等の状況で判断しております。現在は、医師のみではなく、医師を含めた病院側職員、福祉関係職員、保健所職員、移行候補者本人、家族、居住先関係者等の関係する者が集まり退院前から地域生活への移行について検討するよう努めております。資金力がない方が、新規に居宅設定する場合でも福祉関係職員、NPO等の支援が得られ解決する場合もありますので、今後も事前の関係者による検討会議を進めてまいります。
7	P6	(2)入院中の精神障がい者の地域生活への移行について	国の方針として目標を設定しないことになった、今後示される国の考え方等を踏まえ、とありますが、国だけでなく、県が独自に行っている調査なども踏まえ、越谷市独自の目標を設定してほしいと思います。 P15の「地域移行支援」、「地域定着支援」の必要量では、県実施の実態調査を踏まえているのだから、その数値を目標としたらどうでしょうか。	P15の「地域移行支援」は、施設や精神科病院を退所、退院して、一般住宅、グループホーム、ケアホーム等で地域生活を開始するための支援です。必要量は埼玉県で実態調査を行い推定した地域移行支援必要者数を基に算定しております。支援を受ければ、県内の精神科病院から市内の一般住宅等へ入居可能な退院可能精神障がい者数にP6の(1)「施設入所者の地域生活への移行」に記載の地域生活移行者数から推定した退所可能な障がい者数を加算して必要量を算定しております。P15の「地域移行支援」を参考にさせていただきたいと存じます。
8	P6	(2)入院中の精神障がい者の地域生活への移行について	目標を設定しないまでも、市が積極的に精神障がい者の地域生活移行に取り組んでいく姿勢がみえてとてもいいと思います。	P15に記載している地域移行支援で地域生活移行を進め、また、P14に記載している共同生活援助、共同生活介護でグループホームやケアホームへの入居も進めてまいりますのでご理解をいただきたいと存じます。
9	P6 P14		グループホーム・ケアホームについてですが、6ページの施設からの移行者、14ページの居宅系サービス必要量を見ると3年間で50名弱の人数となっているが、市内はどこもいっぱいなので新設するということでしょうか。また日中系サービスについても人数だけ見るとかなりの必要見込み量となっていますが、現存の市内の施設では受入れできない人数だと思いますので新設するということでしょうか。	第3期越谷市障がい福祉計画の策定にあたり、事業所に行った調査等を参考とし、新設の予定等を基に数値を算出しております。

意見 No	主な該当箇所		意 見 要 旨	市の考え方
10	P11	(2)算定の考え方	「同行援護」が今回新しく、ホームヘルプサービスに加わり、24年度からの利用人数が伸びています。が、まだ「同行援護」についてあまり知られていない状態だと思うので、ぜひ周知をお願いします。また、視覚障害の方は今までガイドヘルパーを利用されている人がほとんどだと思います。そして、同行援護を行う事業所があるかどうか分からない状態なので、ガイドヘルプ事業はぜひ残してください。	同行援護については、手帳交付時の援護案内を始め家庭訪問など機会を見て、多くの人が利用できるよう周知を行います。ガイドヘルパー派遣制度については、類似の事業と利用条件の整理をしながら実施していきたいと考えています。移動への支援の充実についての考え方は、第3次越谷市障がい者計画第6章3(1)をご参照ください。
11	P12	2 日中活動系サービスの必要量について	身体障害者のデイサービスはかつて「こばと館」でおこなっていた時期がありましたが、いまでは市内には自立訓練系の施設が見当たりません。春日部市の「アシスト」に通わせてもらっている身体障害者がいますが、少なくとも市内にーか所は必要ではないでしょうか。	ご指摘の通り、現在市内には自立訓練系の施設がなく、市外の施設を利用している状況となっておりますので、今後検討してまいります。
12	P14	居住系サービスの必要量について	共同生活援助は単位(人)で表記されていますが、グループホーム、ケアホームの数は示されていません。精神障害者のグループホームは何か所あるのですか。また、今後の設立予定の見込みはあるのでしょうか。地域生活移行にあたって、グループホームなどが果たす役割はきわめて大きいものがあります。適当な民間アパートまるごとや部屋数の多いマンションの一室を公的に借り上げて運営を委託するといった方式を検討する時期にあるのではないかと考えます。	越谷市内には、3か所の精神障がい者のグループホームがあります。また、第3期越谷市障がい福祉計画の策定にあたり、事業所に行った調査等により、いくつかの新設の見込みがあります。公的な借り上げ等による設置については検討しておりませんが、現状の、月額1万円を上限とした家賃の助成制度(補足給付)の活用を図っていききたいと存じます。
13	P15	4.相談支援の必要量について	本文の説明がわかりにくいと思います。特に(2)算定の考え方の2行目の(施設入所支援と就労継続または…)という部分では、これから施設入所支援を利用するために計画相談支援が必要になるようにも読めてしまいます。もう少しわかりやすい説明にしてください。 また、その後の「地域移行支援、地域定着支援…」の部分も、精神病院から退院した場合のみ利用するように読めます。長期の施設入所からの地域移行支援、地域定着支援があるのかどうかわかりません。	前段については、カッコ内を、「施設入所支援と就労継続支援を組み合わせた利用及び施設入所支援と生活介護を組み合わせた利用をする方で、平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画の作成が必須となります。」という形に修正します。 後段については、ご指摘されたとおりでございます。算定の考え方については、以下の通り修正します。「地域移行支援、地域定着支援については、埼玉県が県内精神科病院に対し実施した実態調査を踏まえ算出した数値であるため、精神障がいにかかる見込み量に限ります。その他の障がいについては、算出にあたっての根拠となる数値がありませんので含まれておりません。」また、(1)サービスの概要の部分に施設入所からの移行者も対象としている旨を加筆します。
14	P15	計画相談支援の見込み量について	サービス等利用計画作成については26年度末までに障害福祉サービスを利用するすべての人(セルフケアプランを除く)について計画を実施することになっています。素案にある26年に「20」という数字は入所＋日中活動のみの数字と思われます。現行のサービス利用者数以上の数字が入らなければおかしいのではないのでしょうか。	パブリックコメント中に国より基本的考え方が提示されましたので、ご指摘の通り数値を修正します。
15	P15	(2)算定の考え方	「地域移行支援、地域定着支援については、埼玉県が県内精神科病院に対し実施した実態調査を踏まえ算出した数値とします」とありますが、地域移行支援、地域定着支援は精神の人のみを対象にしているのでしょうか。この文章ではよくわかりません。	算定の考え方については、以下の通り修正します。「地域移行支援、地域定着支援については、埼玉県が県内精神科病院に対し実施した実態調査を踏まえ算出した数値であるため、精神障がいにかかる見込み量に限ります。その他の障がいについては、算出に当たっての根拠となる数値がありませんので含まれておりません。」また、(1)サービスの概要の部分に施設入所からの移行者も対象としている旨を加筆します。
16	P16	2. 障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの確保のための方策	この計画をP2で「障がい福祉サービスの必要量と提供体制を確保するための実施計画」と位置づけていますが、実施計画とするならば、確保のための方策の説明があまり具体的に書かれていません。 たとえば、新しく始まった同行援護はサービス提供を行う事業所がまだまだ少ないことが予想されます。また、視覚障がいだけでなく、知的障害や情緒障害などの重複の場合、同行援護のヘルパーが誰でもいいわけではなく、つきあいのある慣れたヘルパーで無いと対応できないことも考えられます。その場合、視覚障害の方の利用が移動支援から同行援護へ全部シフトできないことも考えられます。事業者の参入を促すと共に、従来からある移動支援、ガイドヘルパーなど多様な制度を状況に応じて利用できるよう方策も付け加えておくべきです。P27の移動支援事業についての記述にあるような、「移動支援事業やガイドヘルパー事業との調整を図りながら…」といった記述を入れたほうがいいと思います。	同行援護対象者は同行援護を利用することが原則になります。しかし、今まで利用していた移動支援事業者が同行援護サービスを実施しない場合や急な外出で事業者が対応できない場合などは、他事業を利用することによりサービスの停滞がないように対応して参りたいと存じますのでご理解いただきたいと存じます。
17	P16	2. 障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの確保のための方策	障害をもっているでも地域で暮らしていくためのヒントや自信を得る機会を作り出していく必要があります。既に運営されているホームの入居者の暮らし、また、そこに関わる人々、周辺住民の方の声などを、成功と失敗をきちんと織り交ぜながら、パンフレットや冊子、講演会といった形で、情報発信していく事などを盛り込んで下さい。 また、新規にホームを設置するといっても、物件探しや消防法、建築法といった壁にぶつかる等の話も聞き及びます。そのような中で、ただ補助制度や団体への働きかけで、ホームの設置や利用が進むとは考えられません。市として、積極的に物件の確保や提案を行っていく事を盛り込んでください。	地域で暮らしていくための情報発信等については、第3次障がい者計画(第Ⅱ編 第1章 啓発・広報の推進 等)に記載がありますのでそちらを参照ください。また、情報発信の内容や方法については、いただいたご意見も踏まえ検討します。 現状物件の確保等は検討しておりませんが、補助制度や団体への働きかけの他に、グループホーム、ケアホームの設置や利用を進める方策について検討します。
18	P16	2 日中活動系サービスへの移行促進 「既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めます」	意味がよくわかりません。既存施設とは何か、新体系サービスへの移行とは平成24年までに完了することになっている旧法施設から新体系サービスへの移行とはどう違うのかがわかりません。	ご指摘の通り、法定外施設(障がい者地域デイケア施設)が新体系に移行することが確実となったため、表現を修正します。「日中活動系サービスへの移行促進」を「日中活動系サービス事業所の設置促進」とし、「日中活動系サービスの充実を図るため、十分な情報提供体制を整えるなど、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めます。」を「日中活動系サービスの充実を図るため、事業所の設置について、国県の補助制度を活用するよう、社会福祉法人やNPO法人等に働きかけていきます。」と修正します。
19	P16	2 日中活動系サービスの充実	(1)として移行促進だけが書いてありますが、充実＝移行促進だけではないはずです。日中活動系施設は定員いっぱいのところも多く現状は「空きがあるところから選ばざるを得ない」に等しい状況で、とても基本理念1にある「自己決定と自己選択の尊重」にはほど遠いものです。真に「選べる」ためには量的充実が欠かせません。よって居住系にあるように「設置促進」の文言を加えてください。	

意見 No	主な該当箇所		意 見 要 旨	市の考え方
20	P16	3 居住系サービスの充実 (2)グループホーム等の利用促進	グループホームの家賃や生活費が2級年金を上回るため、利用をあきらめる、考えない、というケースもあると聞きます。利用を促進するためには、暮らしを体験するための補助だけでなく、利用を希望する人の収入をどう保証していくかも重要です。単に福祉サービスを充実させるだけでなく、少しでも働いて収入を得ていくこと、それを可能にする仕組みを検討していくことも確保の方策のひとつとしてあげておくべきです。	グループホーム、ケアホーム利用の際の助成については、月額1万円を上限として、家賃の助成制度(補足給付)が平成23年10月1日より施行されております。また、就労移行支援や就労継続支援のサービス事業者が円滑な事業展開が図れるよう支援を行うとともに、企業やハローワーク等関係機関と連携を図りながら、障害者就労支援センターにおいて就労相談や職場開拓など障がい者の適性にあった就労支援の充実に努めます。
21	P17	4 一般就労への移行支援 (2)就労支援事業の充実	地域適応支援事業は一般就労が難しい障害者の職場参加・実習の機会だけではありません。ここはせっかく市の特色がある事業についてのくだりなのでこの事業の理念・目的を入れてください。	ご指摘のとおり、地域適応支援事業は、本市の特徴的な事業の一つとなっていますので、「地域適応支援事業を通して」の前に、「障がい者が地域社会での就労能力や社会適応力を高めていくとともに、事業所の障がい者就労に対する理解を深めること等を目的とした」を加筆します。また、第3次越谷市障がい者計画 第Ⅱ編第4章2－(1)－2「障害者地域適応支援事業の充実」を併せてご参照ください。
22	P17	5 相談支援の整備	相談支援は利用計画の支援ではありません。基本相談についても入れてください。	ご指摘のとおりです。相談支援は平成24年度から基本相談支援、地域相談支援(地域移行支援及び地域定着支援)、及び計画相談支援となりますので、「5 相談支援の整備」の部分をそれら3つを含めた内容に修正いたします。なお、相談支援の必要量については地域相談支援及び計画相談支援を算定対象とさせていただき、一般的な従来型の基本相談支援については、計画策定の基本指針からはずれているため対象外とさせていただきます。
23	P19	(2)算定の考え方	就労訓練施設しらこぼとの事業に相談支援事業がうたわれており、訓練作業指導とは別に職員4人と事務スペースが確保されていると理解していますが、ここは4か所の中には含まれていないようにみえます。市内には三障害の相談を受け入れる事業所は事実上一か所です。市内の担当区域を決めるなどして平成26年度をまたずに早急に障害者生活相談支援事業所として活動を始めてもらいたいと思います。国が三障害別生活相談支援事業要綱を自治体に示したとき(2000年～2001年)は人口30万人をめどにそれぞれ2か所ずつ設立するという目標がありました。その後障害別の垣根は取り払われたわけですが、三障害を受け入れるセンターはもうひとつどうしても必要だと思われます。	ご指摘の通り、就労訓練施設しらこぼとは含まれておりません。障害者総合福祉法(仮)までのつなぎ法として、平成22年12月に障害者自立支援法が改正されたことにより、相談支援体制についても変化がありますので、それにあわせ三障がいを受け入れる相談支援事業所の確保に努めてまいります。
24	P19	障害者相談支援事業の見込み量	26年度にある「5」を前倒しにしてください。中身は「3障害を(他事業所との連携も含めて)受けられる」事業所であることを前提として、です。中核市にふさわしい整備が必要だと思います。	相談支援事業所の設置及び確保について努めてまいります。相談支援事業を実施している事業所の実績を基に算定しておりますのでご理解いただきたいと存じます。
25	P26	2 コミュニケーション支援事業	平成26年度の必要見込み量は派遣回数が1200件を超えていますが、そのための手話通訳派遣者をどう増やしていくかが具体的ではありません。越谷市での手話通訳の合格者はここ数年ほとんど増えていないと聞いています。手話通訳という専門家を増やしていくためには、その何倍もの手話に日常的に親しむ市民という裾野が必要だと思います。そのため、聴覚障害の方が健聴者と日常的に付き合い、市民の方に手話に対して興味を持ってもらうような取り組みも必要だと思います。	多くの市民に手話や要約筆記に関心を持っていただけるよう、市の主催事業等にコミュニケーション支援事業(手話通訳・要約筆記)の利用を働きかけております。また、通訳者の養成については、越谷市手話通訳者養成講習会(基礎編・応用編)、越谷市要約筆記者養成講習会を行うとともに、公的機関等に対する広報及び個人利用対象者に対する周知を図ります。
26	P26	1(1)障害者相談支援事業	ここにある文章は「見込み量確保のための方策」には合わないと思います。例えば「自立支援協議会などを通して必要な整備について協議をすすめます」が適当かと思います。	ご指摘いただいた内容を踏まえ、「相談支援事業所における相談機能を高めます。」の前に、「地域自立支援協議会を活用する等して、」という文言を加筆します。
27	P28	4 計画の進行管理	この計画は福祉サービスについての実施計画と位置づけられていますが、福祉はそれ以外の就労や教育と無縁では実現しません。計画の進行管理に当たっては、「達成状況を就労や教育などの関連する状況も踏まえて点検・評価し」としたほうが良いと思います。	就労や教育等、関連する状況も踏まえた点検・評価については、障がい者計画の進行管理の際に、進捗状況の調査などを行います。障がい福祉計画と障がい者計画については、個別で進行管理を行いますのでご理解いただきたいと存じます。
28			計画では数値が増えているように見えますが、実態に即しているのでしょうか。	これまでのサービスの利用状況や、市の将来の人口推計、事業所への調査等を基に、将来のサービス量の推計を行っておりますので、実態に即したものであると考えます。
29			施設の増設や短期入所等もできる施設の計画を、民間ではなく市が率先して行ってほしい。	ご存知のように、公共施設の建設に関しては、計画段階から、用地の選定、買収、施設の建設まで長期間に及びます。また、現在では市の建設する障がい者施設は国(厚生労働省)や県の補助対象ではないことから、民間施設も大切であることをご理解いただきたいと存じます。
30			ここ数年の市の障害者福祉計画を見ると計画は立てるけれども事業者が勝手に事業所を立ち上げ、その結果、市としては万歳のような様子しか見受けられません。進路を検討するにも空きがないのでは希望も出せません。いくら事業者が頑張っても補助金も何も出してくれない越谷市だとできるものもできなくなります。今回もどこを見ても市の補助金はないようです。見た目の計画だけでなく本気で取り組んでほしいと思います。	本市では、新体系移行に向けての補助や、移行後の安定化に向けた補助等を行っております。(平成23年度まで)また、地域活動支援センターや生活ホームへの補助等行っておりますのでご理解いただきたいと存じます。
31			福祉関係の研修会、意見交換会等の主催は、県レベルではなく、市が身近な場所を利用し、細かな勉強会、情報交換等を企画していただきたい。同業者の横の連絡、福祉種類別のサービスがきめ細かに実施されることにより、より競争原理が働き質の良い高レベルの支援が図れると確信いたします。	市主催の研修会、意見交換会等の開催について、検討させていただきます。
32			本年度は総合福祉法の基礎づくりを行う初年度とするように、専門的知識を基に、市職員、県職員が強力なリーダーシップを取っていただきたいと思います。	国の大幅な制度改正等に対応するため、情報収集に努め、埼玉県や近隣市町等との連携を図りながら進めてまいります。
33			児童デイサービスの支給量として越谷市は県下でも少ない方だと思います。利用者によっては、1ヶ月20回くらいまで増やしていただきたいと思います。	児童デイサービスの支給量については、保護者と相談しつつ、サービスの必要量を決めているところです。今後も、適正なサービスを提供してまいります。

意見 No	主な該当箇所		意 見 要 旨	市の考え方
34			全体を通して、人口30万超、中核都市を目指す市として計画に特色・特徴がなく県から下りてきた数字や前年度並みの数字が並べられていることが残念です。市として「ここに力を入れる」という「色」が欲しかったです。	これまでのサービスの利用状況や、市の将来の人口推計、事業所への調査等を基に、将来のサービス量の推計を行っておりますので、実態に即したものであると考えます。計画完成時には、巻末に資料編を設け、事業所への調査結果等を記載いたしますのでご理解いただきたく存じます。また、障がい者施策全般については、障がい者計画をご参照ください。
35			第2章から4章まで、各種サービスの数値目標が設定されています。 これらの数値目標は、「これまでの実績」や「本市の実情」という事を理由に設定されていますが、「これまでの実績」や「本市の実情」に関する分析や客観的な評価がなく、何故その数値で推移してきたのか、合理的な説明が一切なされていません。 また、それぞれの数値が、他の数値と整合性が取れているのかが分かりません。例えば、p12、p14で日中活動系サービスの必要量と居住系サービスの必要量が記載されておりますが、「算定の考え方」で「現行のサービス体系への移行、さらに入所施設から地域生活への移行、入所施設の待機者、および特別支援学校卒業生のサービス利用予想を加味して算定します。」とあります。しかし、「加味して算定」と書かれても、それぞれの数字が明示されていないと、その数字の妥当性が判断できません。そのため、p6で示された数字がp14で示された数字にどのように絡んでいるのかも見えません。別に、国の数値に合わせる必要はないと思います。それでも、本計画の信頼性を高めるために、算定の根拠となっている数字や、算定した数値そのものに信頼を与える必要があります。 少なくとも、この「障がい福祉計画」の数値からは、越谷市の障害者の暮らしがイメージできません。	数値目標等については、以下のような手順で算出しております。①人口と障がい者数の実績値から、将来の人口、及び障がい者数を割り出す。②過去の実績から利用率を割り出し、将来のおおよその推計を行う。③新体系への移行や特別支援学校の卒業者等の増減要因に注目し、おおよその推計から適切に値を整える。よって、これまでの実績や本市の実情を踏まえたものであると考えております。 また、計画完成時には、巻末に資料編を設け、これまでのサービスの利用状況や、手帳所持者数、事業所への調査結果等、目標値等算出の根拠となる数値を記載いたしますのでご理解いただきたいと存じます。
36			越谷市は、県単事業である生活ホーム制度や全身性障害者介護人派遣事業、また市単で知的障害者介護人派遣事業や地域適応支援事業などに取り組んでいます。数値目標の設定はいらないとしても、それぞれの実績を記載した方が良いと思います。それによって、自立支援法下のサービス実績の数値の意味も変わってきます。	障がい福祉計画は、障害者自立支援法に基づく、障がい福祉サービスの必要量と提供体制を確保するための実施計画です。ご指摘いただいております市としての事業等については、障がい者施策全般にかかる第3次越谷市障がい者計画を併せてご参照ください。
37			聴覚障害や肢体不自由等、障がいのある方は日常生活において不安があり、特に災害時等は状況が分からない場合があります。誰とでも声を掛け合う、昔のような社会になればと思います。	越谷市では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会の実現を目指しており、その実現に向けて様々な施策を推進しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。